

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	奈良県山添村

山添村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	山添村 農林建設課
所在地	奈良県山辺郡山添村大西 1 5 1
電話番号	0 7 4 3 - 8 5 - 0 0 4 6
F A X 番号	0 7 4 3 - 8 5 - 0 4 7 2
メールアドレス	nouken@vill.yamazoe.nara.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル ・アライグマ・ハクビシン・カワウ
計画期間	令和5年度 ~ 令和7年度
対象地域	山添村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
ニホンジカ	水 稲	3 8 6	3 8
	野 菜	2, 7 7 7	3 6
	その他	6 0 0	2 3
イノシシ	水 稲	4 7 8	4 7
	野 菜	6 8	1 7
	その他	3 6 0	7
ニホンザル (R4年度被害見込 み)	水 稲 野 菜 その他	3 0	1 0
アライグマ ハクビシン	野 菜	4 6 9	6
	その他	3 7 7	8
カワウ (R4年度被害見込 み)	魚 類	1 0	5 匹
合計		5 5 5 5	1 9 2 a、5 匹

(2) 被害の傾向

○ニホンジカ

村内全域で被害が発生しており、被害地域は広範囲に及んでいる。近年、ニホンジカの捕獲数は大幅に増加しているが、依然として被害が発生しており、植え付け直後の水稻苗や野菜への食害、田畑内部の踏み荒らしなどの被害が継続している。

○イノシシ

収穫間際の水稲や野菜などの作物への食害が村内全域で発生している。電気柵やワイヤーメッシュ柵等による侵入防止対策、猟友会による捕獲等により被害は減少傾向であるが、完全には防止できていない。また最近は罠による捕獲頭数が減少していたが、再び増加傾向にある。

直接の農業被害以外にも掘り起こしによる畔や法面の崩壊被害も報告されている。

○ニホンザル

近年、サルの群れやはぐれザルの出没が複数の地域で確認されており、農作物への被害も確認されている。

○アライグマ・ハクビシン

果物や野菜の食害が村内全域で発生している。山添村アライグマ防除実施計画による捕獲活動を行っており、継続的に処理は行っているが、被害額は増加傾向にある。

○カワウ

布目ダム、上津ダム及び名張川では目撃情報が上がっており、アユ、フナ、ワカサギ等の被害が確認されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度） （ニホンザル及びカワウは R4年度被害見込み）	目標値（令和7年度）
被害金額(千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ 3, 7 6 3 ・イノシシ 9 0 6 ・ニホンザル 3 0 ・アライグマ ハクビシン 8 4 6 ・カワウ 1 0 計 5, 5 5 5 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ 2, 6 3 4 ・イノシシ 6 3 4 ・ニホンザル 1 0 ・アライグマ ハクビシン 5 9 2 ・カワウ 5 計 3, 8 7 5
被害面積(a)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ 9 7 ・イノシシ 7 1 ・ニホンザル 1 0 ・アライグマ ・ハクビシン 1 4 ・カワウ 5 匹 計 1 9 2 a、5 匹 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ 6 8 ・イノシシ 4 9 ・ニホンザル 2 ・アライグマ ハクビシン 1 0 ・カワウ 2 匹 計 1 2 9 a、2 匹

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○鳥獣被害対策実施隊による捕獲計画に基づき鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を継続的に実施し、被害地域周辺の個体数調整を実施している。</p> <p>○捕獲機材の導入 平成20年度から鳥獣被害防止対策事業により捕獲機材を購入し、地区単位で貸出し、捕獲の推進に役立っている。</p> <p>○村補助事業 山添村有害鳥獣捕獲報償金交付事業（平成18年4月1日制定）により、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマの捕獲に対し報償金を支出し、集落や農地に繰</p>	<p>○狩猟活動の継続 狩猟免許保有者の多くが高齢であるが、狩猟活動を続けている。狩猟免許保有者が、狩猟意欲をもち、継続して活動できるよう支援策等を考える必要がある。</p>

	<p>り返し出沒する個体の捕獲を積極的に実施している。</p> <p>○捕獲檻の貸出 アライグマについては「山添村アライグマ防除実施計画」を策定し、特定外来生物の防除確認を受けており、それに基づき狩猟免許を持たない一般住民に対しても、捕獲檻を貸し出している。</p> <p>○狩猟免許講習の周知 村広報誌にて、狩猟免許講習及び試験の案内を掲載し、村民に周知することで新たな狩猟者の確保を目指している。</p>	<p>貸出を申請する住民がいつも決まってしまっていて村全体に周知されていない。</p> <p>若手の狩猟免許保有者が少ない。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>○侵入防止柵設置（補助）事業 広範囲にわたるものについては鳥獣被害防止対策事業・中山間所得向上支援事業を活用した設置事業を実施しており、個人規模のものについては「山添村有害鳥獣防除施設設置被害防除事業補助金交付要綱」（平成18年4月1日制定）に基づく設置補助を行っている。</p> <p>令和2年度から令和4年度に設置された電気柵、メッシュ柵含めた村内全ての柵は合計13,855mであり、侵入防止柵の普及推進を図っている。</p> <p>また、個人ではなく複数名での広範囲への柵の設置を勧めている。</p>	<p>○集落全体での被害対策 高齢化により個人での柵の維持管理が難しい。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>		

(5) 今後の取組方針

○有害鳥獣捕獲期間の延長の継続

ニホンジカ・イノシシの捕獲頭数を増やすため、今後も継続して、有害鳥獣捕獲期間を延長し、鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施する。

○緊急捕獲対象鳥獣の追加

近年、ニホンザルの出没頻度が多くなってきており、今後、本村へ定着すると農作物等への被害が懸念されることも踏まえ、ニホンザルを緊急捕獲活動支援事業の対象とする。

○集落単位での鳥獣対策

〈 鳥獣防除 〉

個人での鳥獣対策には限界があるため、鳥獣被害防止対策事業を活用した侵入防止柵の設置や、中山間直接支払事業を活用した耕作地周辺の環境整備など、集落単位での鳥獣防除に取り組み、狩猟免許保有者が狩猟意欲をもって活動できるよう支援を行う。村の補助金に申請者に、複数人での鳥獣被害防止対策事業の活用を案内する。

〈 鳥獣捕獲 〉

被害を受けている集落と実施隊員が連携し、防除柵によって動物の行動範囲を絞り、柵付近に設置した檻で捕獲する。地域と実施隊員が連携できるよう支援する。

○狩猟免許取得の積極的な推進

狩猟免許取得者を増やすために、狩猟免許取得方法等について村広報及びホームページを用いて住民に周知する。また新規の狩猟免許取得を推進するために、講習会費用の補助を2名分から5名分に増加し行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 猟友会の協力を得て、山添村全域で対象となる鳥獣を捕獲する。
- ・ 鳥獣被害対策実施隊による捕獲計画に基づいた捕獲活動を実施する。
- ・ アライグマは、一般の住民に捕獲檻の貸出しを行い、捕獲を推進する。
- ・ カワウは、漁協の協力のもと、猟友会による捕獲を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～令和7年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	農家のわな猟免許取得を積極的に推進し、有害獣捕獲体制の構築を推進する。狩猟免許新規取得者は狩猟技術が未熟なことから、狩猟技術向上を図るため、捕獲・解体等の研修会への積極的な参加を促す。 また捕獲檻などの捕獲機材を購入する場合には、全額または一部の金額を補助する事業も継続して行っていく。
令和5年度～令和7年度	アライグマ	「山添村アライグマ防除実施計画」に基づき、一般住民への捕獲檻の貸出しを実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○ニホンジカ 山添村は奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第6次）の管理地区内である。近年、捕獲実績と被害報告が増加傾向にあり、今後も有害鳥獣捕獲期間を延長する方法で捕獲数の増加が見込まれることを考慮し設定した。</p>
<p>○イノシシ 山添村は奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の管理地区内である。豚熱による個体数の減少で、前計画期間は捕獲実績が減少していたが、捕獲数が戻りつつあることをふまえ、今後も有害鳥獣捕獲期間を延長し、捕獲数の増加が見込まれることを考慮し設定した。</p>
<p>○ニホンザル 近年の出没報告数を勘案するが、正確な捕獲計画数を算出することは困難であるため、近隣の出没数・捕獲数を基に算出した。緊急捕獲活動支援事業の対象鳥獣及び村事業による捕獲報奨金の対象であるため、従来の動物駆逐用煙火やモデルガンによる追い払いだけでなく、罠による捕獲・銃器を用いた駆除を推進していく。</p>
<p>○アライグマ アライグマは特定外来生物であり、農地や集落付近に生息する個体を対象として捕獲する。アライグマは、平成22年に特定外来生物法に基づく防除の確認を受けており、その防除計画に基づき設定した。</p>
<p>○ハクビシン</p>

農作物の被害報告や目撃情報数より設定した。

○カワウ

被害状況と捕食量より捕獲数を設定した。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	400頭	400頭	400頭
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
アライグマ	100頭	100頭	100頭
ハクビシン	20頭	20頭	20頭
カワウ	30羽	30羽	30羽

捕獲等の取組内容

○ニホンジカ

鳥獣被害対策実施隊による、銃器・わなによる有害鳥獣捕獲を積極的に行う。捕獲は村内全域において一年を通じて行うが、捕獲依頼があった場合、その地域については重点的に捕獲活動を行う。

○イノシシ

鳥獣被害対策実施隊による、銃器・わなによる有害鳥獣捕獲を積極的に行う。捕獲は村内全域において一年を通じて行うが、捕獲依頼があった場合、その地域については重点的に捕獲活動を行う。

○ニホンザル

鳥獣被害対策実施隊による、銃器・わなによる有害鳥獣捕獲を積極的に行う。捕獲は村内全域において一年を通じて行う。また併せて動物駆逐用煙火、モデルガンによる追払いも実施する。

- アライグマ
捕獲檻を一般住民に貸出し、継続して捕獲活動を行う。
- ハクビシン
農作物に被害を及ぼす集落付近に生息する個体を捕獲する。
- カワウ
銃器による駆除、動物駆逐用煙火による追払いを実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ イノシシ	30,000m ※電柵・メッシュ 柵含む 村内全ての侵入防止柵	30,000m ※電柵・メッシュ 柵含む 村内全ての侵入防止柵	30,000m ※電柵・メッシュ 柵含む 村内全ての侵入防止柵

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～令和7年度	ニホンジカ	集落単位で柵を設置する。農地が荒れないように集落で草刈りによる維持管理を行う。
	イノシシ	
	ニホンザル	
	アライグマ ハクビシン	

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

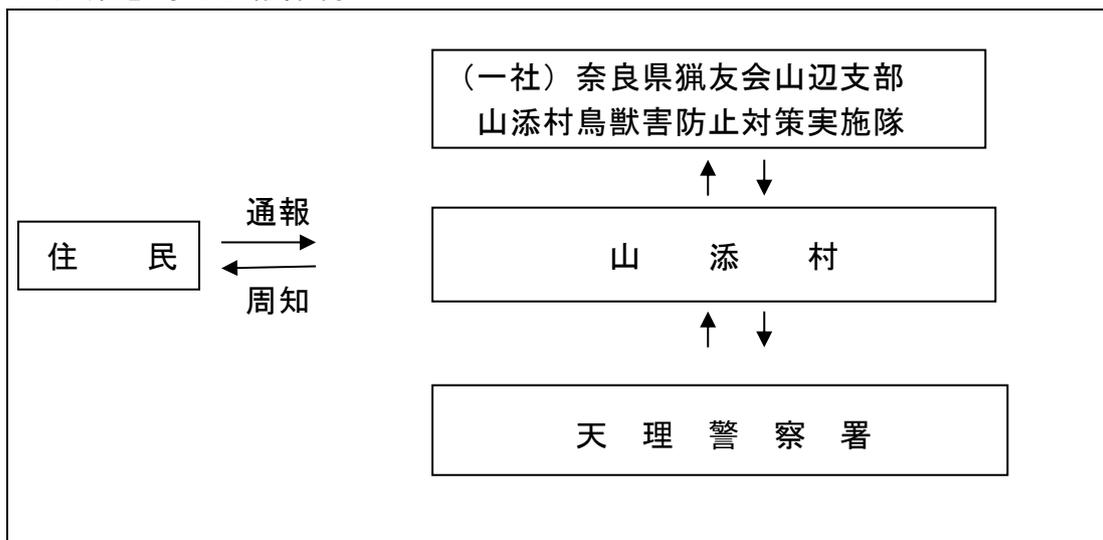
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～令和7年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン	集落として自ら緩衝帯の整備や放任果樹・農作物残渣を放置しない取り組みを実施するよう啓発活動を継続して行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山添村	・情報の取りまとめ・関係各署との連絡調整 ・地域住民への周知
(一社)奈良県猟友会山辺支部 山添村鳥獣害防止対策実施隊	・鳥獣対策に係る情報提供、技術指導 ・調査、追払い、捕獲活動
天理警察署	・地域住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

○ニホンジカ、イノシシ 大半が埋設処理されているが、食肉としての利活用を推進していく。
--

伊賀市にあるシカ肉処理場のパンフレットを狩猟者に配布し、ジビエ施設の活用を進めている。また、引き続き、閉鎖・休館された公共施設を食肉処理施設として再整備できないかを検討を進める。

○ニホンザル、アライグマ、ハクビシン

食肉利用に適さないため埋設処理を行う。今後、焼却施設の建設を視野に入れた、衛生的で安全な処分方法を検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	フォレストパーク神野山での「シシ肉まん」の販売
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(2) 処理加工施設の実施

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	山添村鳥獣害防止対策協議会
--------	---------------

構成機関の名称	役割
山添村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会事務局 ・ 鳥獣被害軽減のための各種活動の実施 ・ 専門家との調整 ・ 個体群管理の実施 ・ 狩猟者の確保と育成 ・ 地元技術指導者の育成及び狩猟者の育成 ・ 鳥獣対策に係る情報の提供
奈良県東部農林振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣対策に係る情報の提供と助言指導
(一社) 奈良県猟友会山辺支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣対策に係る情報提供、技術指導 ・ 調査、後払い、捕獲活動
山添村農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ アドバイザー
山添村森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ アドバイザー
山添村区長会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣対策に対する地元住民へのフォローアップ ・ 各種情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>○山添村鳥獣害防止対策実施隊の任命</p> <p>実施隊員として、狩猟免許所持者及び住民の中から被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者を任命する。対象鳥獣捕獲員は、山添村全域を対象とし、一年を通じて捕獲を実施する。</p> <p>○山添村鳥獣害防止対策実施隊の活動内容</p> <p>山添村鳥獣害防止対策実施隊員は関係機関と連携をとり、対象鳥獣の捕獲等、被害防止計画の実施に取り組む。また、猟友会と協力して下記の活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵を設置しているにもかかわらず、対象鳥獣の侵入を許し、農家より捕獲依頼があった場合に捕獲活動を実施する。 ・ 人家付近に頻繁に対象鳥獣が現れ、地域住民に危害を及ぼす可能性がある場合、捕獲活動又は追い払いを実施する。
--

- ・鳥獣害防止対策実施隊員は所在地の各集落を中心に、農地の被害状況等について情報交換を密に行い、被害防止のための啓発活動を現場において実施することで、効果的な鳥獣対策を行う。
- ・わな、捕獲檻によって捕獲した対象鳥獣の止め刺し、運搬、埋設など負担のかかる作業について、協力体制をつくり捕獲活動を円滑化する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項



10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・近隣市町村と情報交換を行い、効果的な鳥獣対策を実施する。
- ・獣肉利用を推進するため、研修会やイベント等で意識啓発を図る。